

## 特定非営利活動法人新日本歩く道紀行推進機構 会費規定

第1条 特定非営利活動法人新日本歩く道紀行推進機構(以下当法人という)の会員の入会金及び会費は次の通りとする。また、会費は年会費制とする。

- |               |               |   |       |      |           |      |
|---------------|---------------|---|-------|------|-----------|------|
| 1 個人正会員       | 入会金…なし        | / | 会費 1口 | ………… | 10,000 円  | 1口以上 |
| 2 団体正会員       | 入会金…なし        | / | 会費 1口 | ………… | 30,000 円  | 1口以上 |
| 3 個人賛助会員      | 入会金…なし        | / | 会費 1口 | ………… | 5,000 円   | 1口以上 |
| 4 団体賛助会員      | 入会金…なし        | / | 会費 1口 | ………… | 100,000 円 | 1口以上 |
| 5 事業パートナー賛助会員 | 入会金…100,000 円 | / | 会費 1口 | ………… | 100,000 円 | 1口以上 |

※また、事業パートナー賛助会員とは、別途事業提携契約を結び、事業内容に伴う費用は、事業ごとに契約書により取り決めを行う。

第2条 入会時の入会金及び会費は当法人発行の請求書により、全額納入しなければならない。

- 2 翌年度以降の会費は、特に申し出がない限り有効期限の1ヶ月前に、前年度と同じ会費の請求書を当法人より発行する。会員は期限内にその会費を納入しなければならない。

第3条 会員登録期間の途中で、会員種類を変更される場合は、新たに本会費規定第1条で定められた入会金及び会費を納入しなければならない。また、変更前の会費の払戻し、及び新たな会員種類の会費との差額割引は行なわない。

第4条 本規定は、総会の承認を得て、改定することが出来る。

附則

- 1 本会費規定は、平成28年8月2日より施行する。